

議案第21号

沼田市公民館設置条例を廃止する条例について

沼田市公民館設置条例を別紙のとおり廃止する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

## 沼田市公民館設置条例を廃止する条例

沼田市公民館設置条例（昭和51年条例第31号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### （沼田市公民館使用料条例の廃止）

- 2 沼田市公民館使用料条例（昭和29年条例第37号）は、廃止する。

#### （議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。